

みと 水都だより

第41号



みとちゃん

○令和2年4月1日に水道料金を改定します	1
○水道料金改定に伴う Q&A	2、3
○現行の水道料金表と改定後の水道料金表の比較	4
○改定後の水道料金早見表(2か月)	5
○これからも安心して、水道水をお使いいただくために	6

発行：水戸市上下水道局
 水道部水道総務課
 〒310-8610 水戸市中央 1-4-1
 ☎ 029-231-4115

水戸市からの大切なお知らせ 令和2年4月1日に水道料金を改定します

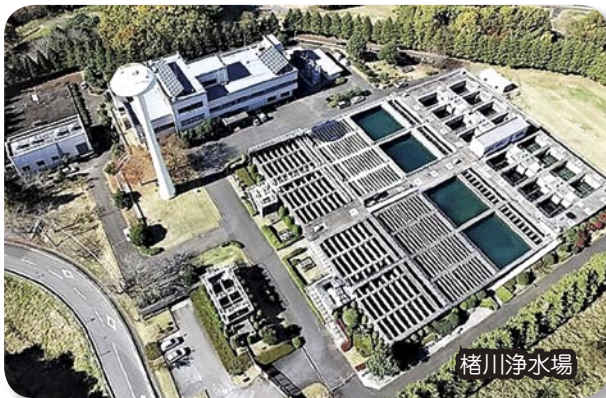


枝内取水塔



こうぞがわ
楮川ダム

安定的に水道水をお届けするため、水道施設の更新や耐震化が必要です



楮川浄水場



常澄ポンプ井

水戸市内の浄水場などの施設の多くは、今から30年から50年程前に整備されました。また、水道管のうち、法定耐用年数^{*1}を超えている管路は、約220kmあり、管路総延長である約1,780kmの約12%を占めています。

このように、水道施設^{*2}の老朽化が進んでいることから、水道施設を更新する必要があります。また、地震等の災害時においても、ライフラインとしての機能を確保するため、水道施設の耐震化を進めていく必要があります。これらを進め、将来においても持続的に、安全な水を安定的に供給していくため、水道料金を改定します。ご理解とご協力をお願いします。

※1 法定耐用年数：管路や施設ごとに減価償却費を算定するための期間(年数)のこと。地方公営企業法施行規則などで定められています。
 ※2 水道施設：水道水を作るために必要な施設と水道管の総称。

水道料金改定に伴う Q&A

Q. なぜ料金改定が必要なのですか。

A. 水道施設の更新や耐震化を行うために必要な費用を確保するためです。更新や耐震化を行わないと、漏水や断水が発生するリスクが高まります。

近年、節水機器の普及や給水人口の減少により、給水量が減少し、給水収益が伸び悩んでいます。

水道事業は、税金ではなく、水道料金で経営しているため、給水収益が減ると、水道水を作るために必要な費用を確保することが難しくなります。

また、水道施設の更新や耐震化を行わないと、水道管の破裂による断水や道路の陥没、あるいは施設の故障による水生産の停止など、市民生活や都市活動に大きな支障をきたす恐れがあります。そのため、更新と耐震化を進めることが緊急の課題です。水戸市では、水道施設の経年劣化状況を把握し、更新を進めています。あわせて、大規模地震等の発生に備え、水道施設の耐震化を進めています。



水戸市下国井町
(令和元年10月撮影)



令和元年には、台風 19 号による河川の越水の影響で、水道管が抜け落ち、市内の一部で断水となりました。上の写真は、崩落した道路の写真と（左）その拡大写真（右）です。黄色の円で囲まれたところが、抜け落ちてしまった水道管です。

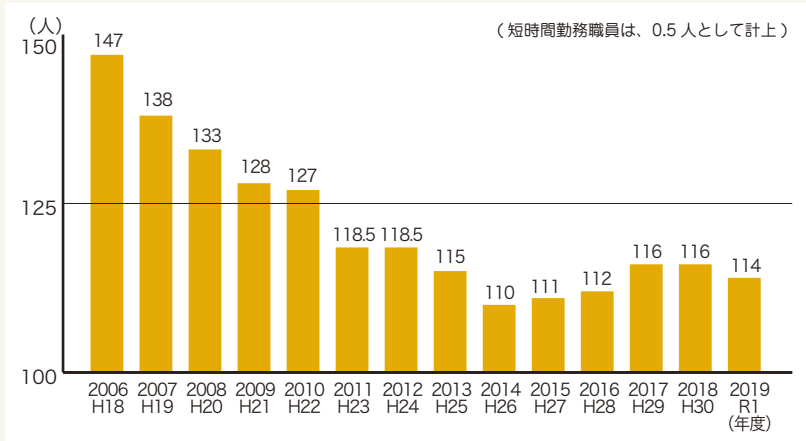
Q. 改定率や改定の実施は、どうやって決まるのですか？

A. 審議会で審議をし、市議会の議決によって決まります。

水戸市では、水道料金について審議を行う際、水道事業及び下水道事業審議会を開催することとなっています。審議会からの答申を踏まえ、水戸市水道事業給水条例改正（案）を令和元年 12 月の市議会に提出し、議案が可決されたことから、料金改定を実施いたします。

Q. 水道料金を安く抑えるために、取り組んできたことを教えてください。

A. 職員数の削減や民間委託化に取り組んできました。



主な民間委託業務：浄水場の運転管理業務、水道料金徴収等業務など

左のグラフは、水道部職員数の推移を表しています。

水戸市水道事業では、これまで、「水戸市水道事業経営改革プラン」や「水戸市水道事業基本計画（第3次）」に基づき、職員定数の適正化や民間委託化などを実施し、事業費用の削減に努め、水道料金を安く抑えてきました。

Q. 料金は、1か月あたり、いくら変わるのですか？

A. 使う水の量によって異なりますが、一般のご家庭に多い口径20mmで、1か月に20㎡使用した場合、370円(税込)の値上げになります。

水戸市の水道料金は、基本料金と従量料金で構成されています。従量料金は、基本水量を超えた場合に、付加される料金のことです。

一般のご家庭に多い口径20mmで、1か月に20㎡(2万リットル)使用した場合、370円(税込)の値上げになります。2万リットルとは、一般家庭のお風呂(容量150リットル)に換算すると、133杯分になります。

改定後の料金表は、4ページに、料金早見表(2か月)は、5ページに掲載しています。ご確認をお願いします。

Q. 水道事業に、税金や下水道使用料を充てることは、できないのですか？

A. できません。水道事業は、経営に必要な費用を水道料金収入で賄うことと、法律によって、定められています。

水道事業は、消火栓設置などの水道事業で賄うべきでない費用を除き、**経営に必要な費用を、お客さまからいただく水道料金収入で賄っています。**このような仕組みを**独立採算制**といいます。

いつでも必要なときに、必要なだけ、水道水を使えるようにするには、水道施設の整備を行っていかねばなりません。この資金の一部は、企業債(国などからの借入金)で、賄われます。この企業債の返済にも、水道料金収入が充てられます。

このほか、水道料金収入は、水道事業に必要な費用のすべてに充てられています。

現行の水道料金表と 改定後の水道料金表の比較



ご理解とご協力を、
お願いします。

現行の水道料金表【1 か月】（消費税等 10% を含む）

メータ 口径	基本料金		従量料金(1 m ³ あたりの単価)					
	基本 水量	金額						
13mm	8 m ³	898.70円	8 m ³ を超え 10 m ³ まで 47.30円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで 165.00円				
20mm		1,255.10円						
25mm		1,571.90円						
40mm	1 m ³ から20 m ³ まで 165.00円	2,898.50円			20 m ³ を超え 30 m ³ まで 182.60円	30 m ³ を超え 50 m ³ まで 200.20円	50 m ³ を超え 200 m ³ まで 240.90円	200 m ³ を 超えるもの 264.00円
50mm		5,435.10円						
75mm		11,595.10円						
100mm		19,324.80円						
150mm		38,649.60円						
200mm		59,182.20円						

改定後の水道料金表【1 か月】（消費税等 10% を含む）（平均改定率 11.0%）

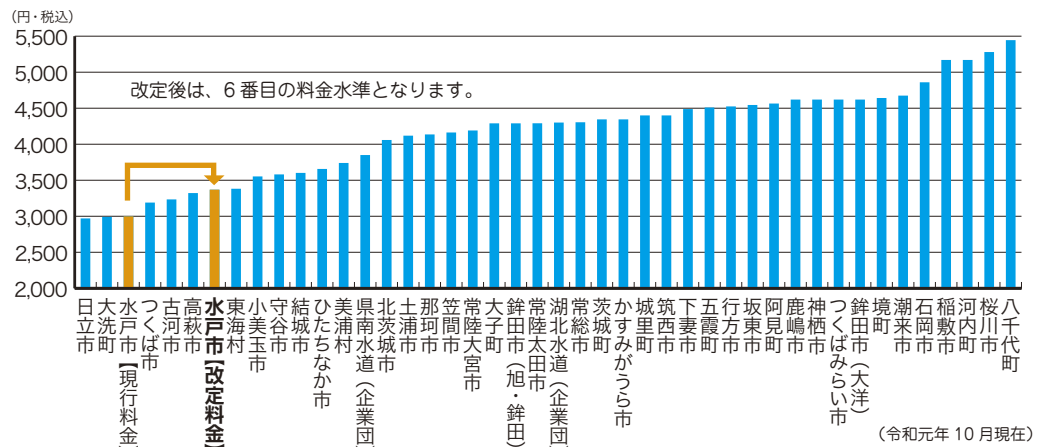
メータ 口径	基本料金 ^{※3}		従量料金 ^{※5} (1 m ³ あたりの単価)					
	基本 水量 ^{※4}	金額						
13mm	6 m ³	893.20円	6 m ³ を超え 10 m ³ まで 51.70円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで 181.50円				
20mm		1,347.50円						
25mm		1,733.60円						
40mm	1 m ³ から20 m ³ まで 181.50円	3,526.60円			20 m ³ を超え 30 m ³ まで 200.20円	30 m ³ を超え 50 m ³ まで 218.90円	50 m ³ を超え 200 m ³ まで 261.80円	200 m ³ を 超えるもの 284.90円
50mm		6,457.00円						
75mm		14,179.00円						
100mm		24,147.20円						
150mm		49,579.20円						

口径200mmは、使用者がおらず、今後においても、使用される見込みが低いことから、**廃止**します。

茨城県内事業者との水道料金水準の比較

一般的な家庭で使用される、口径 20mm で、1 か月に 20 m³使用した場合

水戸市の現行料金は、茨城県内において、3番目に安い料金水準です。
改定後は、6番目に安い料金水準となります。



改定後の水道料金早見表(2か月)

消費税等 10% を含む (単位 円)

口径 水量	13mm	20mm	25mm
0~ 12 m ³	1,786	2,695	3,467
13	1,838	2,746	3,518
14	1,889	2,798	3,570
15	1,941	2,850	3,622
16	1,993	2,901	3,674
17	2,044	2,953	3,725
18	2,096	3,005	3,777
19	2,148	3,056	3,829
20	2,200	3,108	3,880
21	2,381	3,290	4,062
22	2,563	3,471	4,243
23	2,744	3,653	4,425
24	2,926	3,834	4,606
25	3,107	4,016	4,788
26	3,289	4,197	4,969
27	3,470	4,379	5,151

口径 水量	13mm	20mm	25mm
28	3,652	4,560	5,332
29	3,833	4,742	5,514
30	4,015	4,923	5,695
31	4,196	5,105	5,877
32	4,378	5,286	6,058
33	4,559	5,468	6,240
34	4,741	5,649	6,421
35	4,922	5,831	6,603
36	5,104	6,012	6,784
37	5,285	6,194	6,966
38	5,467	6,375	7,147
39	5,648	6,557	7,329
40	5,830	6,738	7,510
41	6,030	6,938	7,711
42	6,230	7,139	7,911
43	6,430	7,339	8,111
44	6,630	7,539	8,311

口径 水量	13mm	20mm	25mm
45	6,831	7,739	8,511
46	7,031	7,939	8,712
47	7,231	8,140	8,912
48	7,431	8,340	9,112
49	7,631	8,540	9,312
50	7,832	8,740	9,512
51	8,032	8,940	9,713
52	8,232	9,141	9,913
53	8,432	9,341	10,113
54	8,632	9,541	10,313
55	8,833	9,741	10,513
56	9,033	9,941	10,714
57	9,233	10,142	10,914
58	9,433	10,342	11,114
59	9,633	10,542	11,314
60	9,834	10,742	11,514

水戸市では、水道料金と下水道使用料をあわせて、2 か月ごとに検針・請求をしています。4 月 1 日以前から継続して使用している場合は、4 月 1 日を基準として日割り計算で算出します。

改定後の料金の算出方法

(例) メータ口径 20mm で、2 か月に 40 m³*使用した場合

(基本料金 12 m³まで) 1,347.50 円 × 2 か月 = 2,695.0 円…①

(従量料金 13 m³から 20 m³まで) 51.70 円 × 8 m³ = 413.6 円…②

(従量料金 21 m³から 40 m³まで) 181.50 円 × 20 m³ = 3,630.0 円…③

①+②+③=6,738.6円 小数点以下は切り捨て。2 か月あたりの水道料金は、6,738円となります。

★世帯人数 2 人以上の一般家庭の 2 か月の使用水量を想定。40 m³ (4 万リットル) は、一般家庭のお風呂 (容量 150 リットル) に換算すると、266 杯分になります。

消費税等 10% を含む (単位 円)

現行・改定料金の比較

(例) 1 か月に 20m³使用した場合

メータ口径	現行料金	改定料金	差額
13mm	2,643	2,915	272
20mm	2,999	3,369	370
25mm	3,316	3,755	439

※ 3 基本料金：使用水量に関わらず、お支払いいただく定額料金です。

※ 4 基本水量：基本料金に付与している水量です。この水量の範囲内では、使用水量に関係なく、お支払いいただく料金は基本料金となります。

月々の使用水量が、基本水量に満たない使用者と、満たす使用者間の公平性の確保を図るため、基本水量を 8 m³から 6 m³に変更します。

※ 5 従量料金：基本水量を超えた使用水量に応じて、お支払いいただく料金です。

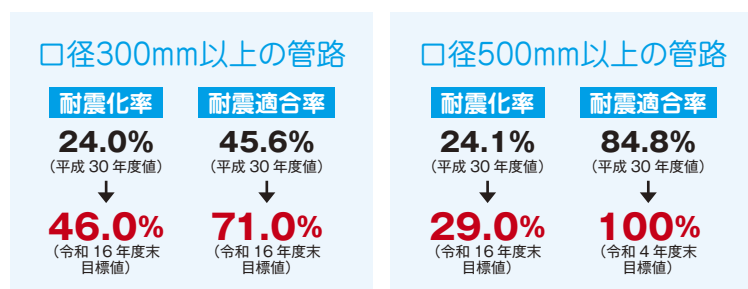
これからも安心して、水道水をお使いいただくために

水戸市では、これからも安心して、市民のみなさまに水道水をお使いいただくために、今後15年間（令和2年度から令和16年度まで）の投資・財政計画を中心に、「**水戸市水道事業経営戦略**」を策定しています。下記に、経営戦略で設定した目標を示します。計画に基づき、水道施設の整備などを進めてまいります。

今後の目標

水道は、市民生活に欠かすことのできないライフラインであることから、水道施設としての機能を維持するため、老朽化した施設・設備について、計画的な更新を実施します。

あわせて、地震等の災害時においても、水道水を安定的に供給するため、これまでの指標である管路の耐震適合率のほか、新たに**耐震化率を目標指標とし、さらなる耐震化を推進**します。



(口径300mmの耐震管を敷設している様子)

耐震化率：(耐震管路延長 / 管路総延長) × 100 (%)

耐震管路とは、地震の際でも、継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のこと。

耐震適合率：(耐震適合管路延長 / 管路総延長) × 100 (%)

耐震適合管路とは、耐震管路のほか、良好な地盤に敷設され、耐震性を評価できる管のこと。

財政基盤の強化を図りつつ、老朽化した管路の更新などに必要となる事業費を確保するため、また、大規模災害や事故等の発生時においても、資金的な対応ができるよう、以下の目標を設定します。

- ・ 令和2年度から令和16年度までに必要な事業費合計**約462億円（税抜）を確保**する。
- ・ 中長期的に企業債残高の低減を図るため、**計画的な借入**を行う。
- ・ 災害や事故に即時対応するための資金として、東日本大震災からの復旧に要した事業費を基本として、**建設改良積立金約8億円を維持**する。

将来においても持続的に、安全な水を安定的に供給していくため、水道料金の改定に、ご理解とご協力を、お願いします。



[お問合せ] 水戸市上下水道局 水道部 水道総務課 経営企画係 ☎ 029-231-4115